

確定申告のお知らせ

所得税の申告・納付期限は**3月15日(火)**です

確定申告は、国税である所得税などの申告です。税務署での相談・提出の受け付けのほか、市では、市民ホール(市役所1階)に、作成済みの申告書を投かんできるボックスや、「スマホで確定申告体験コーナー」などを設置します。また、市民プラザで、税理士会による申告書作成相談会を開催します。

パソコンやスマートフォンで確定申告ができます

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」<https://www.keisan.nta.go.jp> (右記二次元コード)では、画面の案内に沿って金額を入力するだけで、所得税などの申告書の作成・e-Taxによる送信(提出)・印刷ができるほか、次の機能があります。



- ▶ スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報を自動で取り込むことができます
- ▶ マイナポータルに連携をして、各種控除、株式等に係る譲渡所得などのデータを取得することにより、所得税の申告書への自動入力ができます
- ▶ ICカードリーダーがなくても、スマートフォンのマイナポータルアプリを利用して、パソコンでマイナンバーカード方式のe-Taxによる送信(提出)ができます

申告書作成相談会

申告内容を相談のうえ、会場内でe-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。会場へは、公共交通機関でおいでください。

- 市川会場**
- ▶ 1月21日(金)まで 午前8時30分～午後4時…市川税務署(市川市北方)
 - ▶ 1月24日(月)～3月15日(火) 午前8時30分～午後4時…ニッケコルトンプラザ(市川市鬼高) ※作成済み申告書の提出不可
- ※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は開場。入場整理券を当日配付。配付状況に応じて受け付けを終了する場合あり

ニッケコルトンプラザへおいでになる方へ

入場整理券は事前に「LINE」アプリから入手していただけます。右記二次元コードより、国税庁公式アカウントを友だちに追加してください。



時 2月7日(月)～10日(木)・14日(月)午前9時30分～午後3時

所 市民プラザ ※作成済み申告書の提出不可

- 浦安会場**
- 対象**
- ▶ 給与所得の方
 - ・2カ所以上からの給与がある方
 - ・年末調整をしていない方
 - ・給与収入2000万円以下の方 など
 - ▶ 年金所得の方
 - ▶ 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和2年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前)が300万円以下の方(消費税も可)

※受付時間前の来場はご遠慮ください。入場整理券を当日配付。配付状況に応じて受け付けを終了する場合あり

共通

持ち物

源泉徴収票、各種控除証明書・領収書、口座番号のわかるもの、筆記用具、計算器具、個人番号カード(または番号確認書類と本人確認書類)、昨年確定申告をした方はその控え(相談時に参考資料として確認するため)など

※「医療費控除」を受ける方は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。また、「セルフメディケーション税制」を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」および令和3年中に受診した健康診断などの「結果通知表」(写し可)をお持ちください

会場では、社会保険料などの納付済額を確認することはできません。

社会保険料控除として申告する場合は、事前に確認してください

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の確定申告の控除

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料を社会保険料控除として申告するときは、証明書を添付・提示する必要はありません。1月1日～12月31日に実際に支払った金額を合計し、その金額を申告してください。

金額がわからないときは、以下までお問い合わせください。その際は、国民健康保険税の場合、市の保険証に記載されている記号番号、または納税通知書に記載されている通知書番号が、後期高齢者医療保険料の場合、保険証に記載されている被保険者番号が必要です。

国保年金課

- 問**
- 国民健康保険税について… ☎712・6280
 - 後期高齢者医療保険料について… ☎712・6274

ID 1012480

ID 1028033

作成済み申告書の提出

市川税務署

3月15日(火)(消印有効)までに、直接または郵送で、〒272-8573市川市北方1-11-10市川税務署へ(受付は午前8時30分～午後4時)

市民ホール(市役所1階)

2月16日(水)～3月15日(火)(受付は午前9時～午後4時) ※土曜日、祝日を除く

作成済み申告書を投かんできるボックスを設置します。投かんのため、内容の確認や控えの收受印はありません。必要な方は返信用封筒(あて名を記載し、郵便切手を貼ったもの)を同封してください。

※日曜日は市民税課(市役所2階)に設置

確定申告書の用紙の配布

時・所

- 1 2月16日(水)～3月15日(火) 午前9時～午後4時 ※平日のみ …市民ホール(市役所1階)
- 2 2月7日(月)～15日(火)の平日、2月13日～3月13日の日曜日 午前9時～午後4時…市民税課(市役所2階)
- 3 2月7日(月)～3月15日(火) 午前8時30分～午後5時 ※平日のみ …各駅前行政サービスセンター

配布用紙種類

- 1,2 …申告書A/B、医療費控除の明細書、住宅借入金等特別控除、営業/不動産収支内訳書、営業/不動産決算書、所得税納付書
 - 3 …申告書A、医療費控除の明細書、住宅借入金等特別控除、所得税納付書
- ※用紙がなくなりしだい終了。国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp> (右記二次元コード)からもダウンロード可



スマホで確定申告体験コーナー

スマートフォンを利用した確定申告を体験するコーナーを設置します。このコーナーでは、入力方法のマニュアルの閲覧や、ご自身のスマートフォンを使って入力の体験ができます。

時 2月16日(水)～3月15日(火)午前9時～午後4時 ※平日のみ

所 市民ホール(市役所1階)

年金収入が400万円以下の方へ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、所得税の還付を受ける方、または海外年金など源泉徴収の対象となっていない雑所得が含まれている場合は、確定申告が必要です。

公的年金などの源泉徴収票に載っていない控除を追加される場合は、確定申告または市県民税の申告を行うことで、適正な税金の額を計算することができます。

問 市川税務署 ☎047・335・4101

ID 1033471

(市民税課)